

高山市ふるさと納税推進及び運營業務委託
公募型プロポーザル審査要領

この要領は、高山市が実施する「高山市ふるさと納税推進及び運營業務委託」に係る委託候補事業者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

1. 審査方法

(1) 審査員は、市関係部署から選任された職員3名及び識見を有する外部有識者1名の計4名とする。

(2) 審査は、プロポーザル参加者から提出された書類（会社概要書、業務実績書、企画提案書、見積書等）及びプレゼンテーションに対し、プロポーザル審査表（別紙1号）を使用した採点により審査する。

なお、応募が1社のみであった場合においても、審査員による審査を実施し、本業務の委託先として適当か等について審査する。

(3) 各審査員の評点の合計により順位を付け、第1順位の参加者を委託候補事業者として選定する。

なお、第1順位の点数が複数の参加者であった場合、企画提案（必須業務及び任意業務）の評価点が高い者（同点の場合は次の評価区分とし、以降同様）、遂行能力評価点が高い者、実施体制評価点の高い者、全体評価点の高い者、経済性評価点の高い者の順に選定するほか、全ての評価点が同一であった場合は、審査員による協議の上、委託候補事業者を決定するものとする。

また、全者において適切な企画提案がない場合（総評価点の得点率が50%未満）には、委託候補事業者として選定せず、プロポーザルの手続きを中止する場合がある。

(4) プレゼンテーションは、次のとおり行う。

① 当日の出席者は説明者及び質問への対応者を含め、3名以内とする。

② 提出済の書類に添付していない資料等を新たに提出することは不可とする。

ただし、プレゼンテーション画面を出力した資料は除く。

③ スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

④ 非公開により実施する。

⑤ 順番は、企画提案書の受付順とする。

⑥ 1社あたり45分（説明30分、質疑15分）とする。

⑦ 開催期日は令和5年1月31日（火）、開催場所は高山市役所とするが、詳細はあらためて通知する。

2. 受託候補者の決定

(1) 市は審査結果に基づき、第1順位の委託候補事業者との契約締結に向けて協議する。委託内容については、企画提案内容をベースに市と委託候補事業者の間で協議・調整を行い、双方合意の上で委託契約を締結する。

(2) 委託候補事業者が決定したのち、参加者に対して、速やかに審査結果を書面により通知する。

※審査及び審査結果に対する異議については、認めないものとする。

※審査及び選定の内容に関する問い合わせについては、対応しない。

(3) 第1順位の委託候補事業者と契約締結に至らなかった場合は、第2順位の者と契約に向けた協議を行い、以降同様とする。